マイナンバーカードの有効期限が切れる前に、①～③のなかから１つと、
マイナンバーカードを一緒に持って市役所に来てください。
在留期限を過ぎると、カードが使えなくなります。
有効期限が切れてから新しくカードを作ると1,000円かかります。

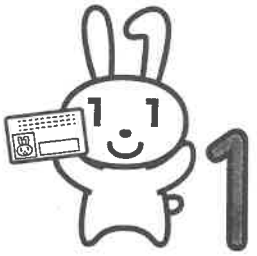

① 新しい在留カード

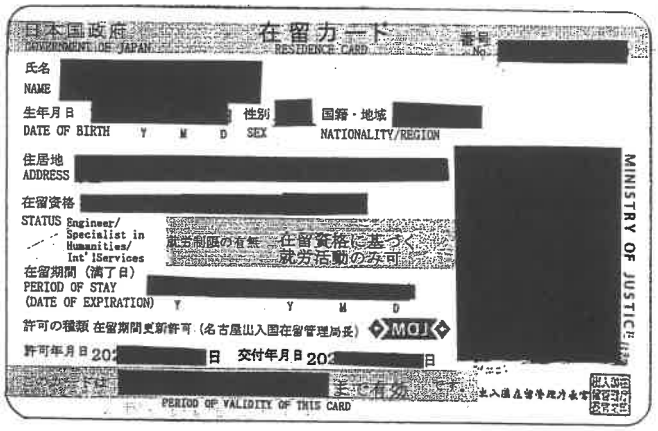

②裏に在留期間更新許可申請中の印がある在留カード

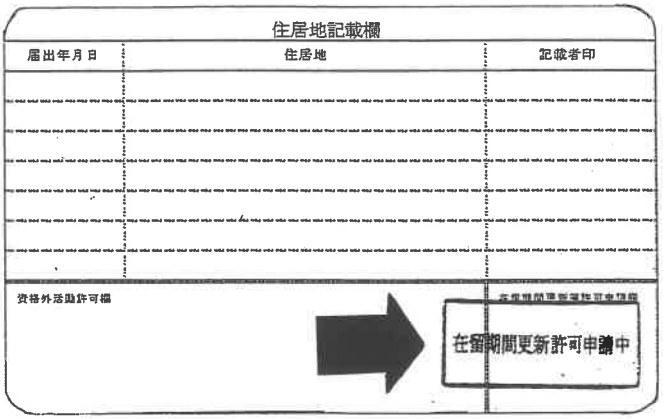

③ 出入国在留管理局が発行する「在留期間更新許可申請受付票」

別記第７号の２様式

28. DEC. 2021 浜松出張所 HAMAMATSU BRANCH OFFICE

申請受付票

受付年月日 DEC.28.2021

申請番号 [redacted]

在留資格変更許可申請　~~在留期間更新許可申請~~

氏名 [redacted] 様

（お知らせ）

在留資格変更・在留期間更新申請をした方が，その申請に対する処分が在留期間の満了日までに行われないときは，在留期間の満了日から２か月を経過する日又は処分の日のいずれか早い方の日までの間，引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができます。処分が行われないまま在留期間の満了日から２か月を経過したときは，本邦に滞在することができなくなりますので，申請の結果に関する「通知書」が届いたときは，速やかに当局（所）にお越しいただくようお願いします。なお，在留期間の満了日から２か月を経過する日の１０日前までに「通知書」が届かない場合は，お手数ですが当局（所）までお問い合わせください。

（注）住居地等連絡先を変更した場合は，必ず連絡願います。

（連絡先）　名古屋出入国在留管理局浜松出張所
〒４３０－０９２９　（住所　静岡県浜松市中区中央一丁目１２番地４号　）
電話　０５３－４５８－６４９６

IMMIGRATION INSPECTOR 入国審査官 28. DEC. 2021 浜松出張所 HAMAMATSU BRANCH OFFICE